



税関保税ニュース 第2号

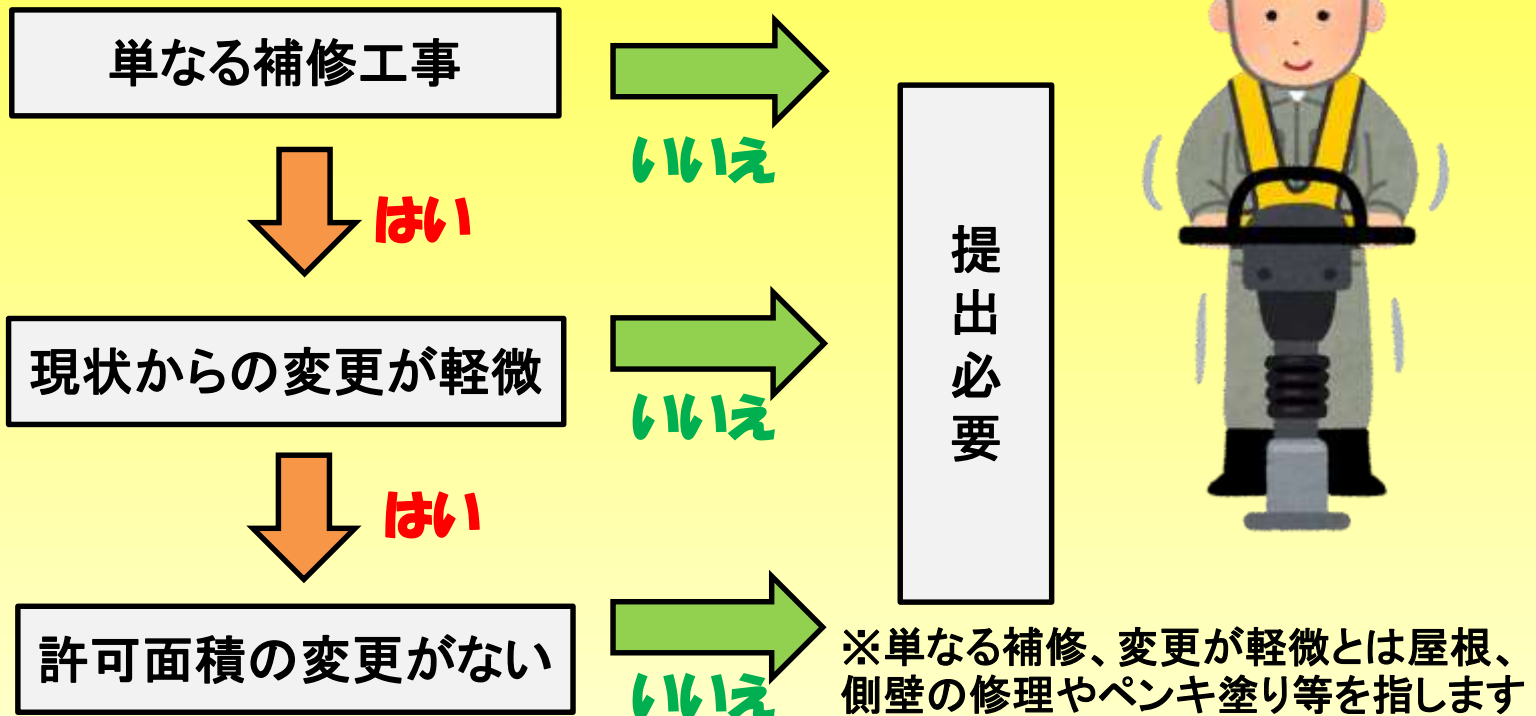
発行：門司税関監視部保税地域監督官
TEL：050-3530-8387

工事届、忘れていませんか？



- 保税蔵置場等において、改築、移転、その他の**工事を行う際には工事届が必要**です。
貨物収容能力増減等の届(C-3160)の標題を工事届と変更して管轄の税関まで届け出てください。

工事届提出フロー図



※工事届は関税法に基づくものですので、届出を怠ると非違として処分の対象となります。届出の要否も含め工事の際は管轄の税関にご相談ください。

提出不要(要口頭連絡)

内部監査の実施について

- 内部監査人による監査は**毎年実施**することが、社内規定（CP）によって定められています。監査を実施した際は**結果を税関まで提出**してください。
- 監査で指摘された事項の社内での共有体制構築、速やかな改善が重要です。

NACCSサービスのご紹介

- NACCSに参加している保税蔵置場では配信される管理資料を取出し、保存することで保税台帳とすることができますが、取出し忘れによる記帳義務違反が散見されます。
※特に大型連休期間の取出し忘れにご注意ください。
- 通常、管理資料の取出し可能期間は62日間のところ、**取出し可能期間を5年間に延長**するサービスがNACCSセンターから提供されています。詳細は下記QRコードをご参照ください。



データがない!!



加入していて良かった～



NACCSセンターHP

◆通報先 門司税関密輸ダイヤル(24時間受付)

シロイ クロイ

○フリーダイヤル 0120-461-961

○税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/moji/>

○メールアドレス moji-hozei@customs.go.jp

◆相談先 門司税関監視部保税地域監督官

○TEL番号 050-3530-8387

○FAX番号 093-332-8398



門司税関HP